

(表)

様式第3号(第6条関係)

豊川市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 豊川市長 殿

窓口に来られた方 (代理人により申 込みをされる場合 には、代理人につ いてご記入くださ い。)	住 所	〒	—
	氏 名		
	連絡先	()	
登録者との関係	1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人		

豊川市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり(事前登録の内容の変更・事前登録の廃止)を届け出ます。

事前登録の内容の変 更又は事前登録を廃 止する者の氏名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

事前登録の内容を変更する場合

変 更 内 容	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍 ☐ その他 ()
変 更 前	
変 更 後	

法定代理人が届出をする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ
住 所	〒
連 絡 先	()

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	登 録	照 合	本人等の確認書類	備 考
			☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他 ()	

(裏)

豊川市住民票の写し等の本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書について

- 1 この届出書は、豊川市本人通知制度に事前登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により届出をすることができます。
- 3 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、届出をすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
 - (3) 登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするとき
- 4 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載の上、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
- 5 この届出書により事前登録の内容を変更しても、登録期間は延長されません。
- 6 この届出書により事前登録を廃止した場合において、届出日の前日までに豊川市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案があるときは、届出日以後であっても通知書を送付します。